

次世代育成支援対策推進法に基づく 社会福祉法人とちぎ健康福祉協会行動計画

社会福祉法人とちぎ健康福祉協会

とちぎ健康福祉協会は、すべての職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間

2 内容

目標1 育児休業制度については定着しており、女性職員の取得率はほぼ100%であるが、男性職員の取得は、これまでのところ3名にとどまっている。
そのため、制度についてあらためて周知し、その取得を促進する。

〈対策〉

- 平成31年4月～6月 育児休業、子の看護休暇等の取得状況の把握
- 平成31年6月～ 制度に関する資料の作成、職員への周知
会議や研修による所属長、事務担当者への説明

目標2 働き方改革を契機として、職員の意識改革、業務改善を進め、年次有給休暇の取得を促し、時間外労働を削減する。

〈対策〉

- 平成31年4月 年次有給休暇の取得計画を策定
- 平成31年4月～平成32年1月 各事業所ごとに業務の見直し
- 平成32年3月～ 業務の見直しを反映した勤務時間等の設定
- 平成32年4月～ 実施
- 平成33年4月～ 年次有給休暇の取得状況、時間外労働の状況を検証